

令和3年度

宇佐市農業委員会  
第12回(3月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第12回定例総会会議録

令和4年3月31日（木）午前10時より安心院地域複合支所多目的ホールにおいて会長が第12回（3月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 赤坂 州男 委員  | 3番 西 時行 委員   | 4番 久保 公志郎 委員 |
| 5番 永松 徳章 委員  | 6番 安部 仲雄 委員  | 7番 萩原 久邦 委員  |
| 8番 久保田 昭廣 委員 | 9番 安部 正博 委員  | 11番 佐藤 俊徳 委員 |
| 12番 河野 一雄 委員 | 13番 永岡 卓巳 委員 | 14番 丹生 猛 委員  |
| 15番 塚崎 正和 委員 | 17番 池田 雅彦 委員 | 18番 安藤 宝太 委員 |
| 19番 阿部 善浩 委員 |              |              |

欠席委員

2番 安倍 隆司 委員 10番 川谷 正一 委員

事務局

石川事務局長、樋田農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係井上主事

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第74号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案 第75号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案 第76号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案 第77号 非農地証明願について  
議案 第78号 農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案 第79号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

- 報告 第41号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告 第42号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の  
解約通知について  
報告 第43号 農地所有適格法人適格要件の届出について  
報告 第44号 農地所有適格法人の事業状況報告について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第12回3月の定例総会を開会いたします。

2番 安倍 隆司 委員 10番 川谷 正一 委員

より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員は19名中17名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、11番 佐藤 俊徳 委員 12番 河野 一雄 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の井上主事を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第74号3条許可申請は18件で、地区毎の内訳は、

長洲地区 所有権移転1件、4筆、1,952㎡、宇佐地区 所有権移転1件、1筆、3,171㎡、駅川地区 使用貸借権1件、3筆、1,985㎡、賃借権2件、4筆、3,145㎡、所有権移転1件、1筆、869㎡、四日市地区 所有権移転6件、11筆、5,400㎡、安

心院地区 所有権移転4件、10筆、8,633㎡、院内地区 所有権移転2件、15筆、11,134㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

4ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをご覧ください。

駅川地区です。

番号1から3は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

番号1は、5年間の使用貸借権の設定、番号2は5年間、番号3は1年間の賃借権の設定です。借人の要望により、営農を開始する借人が農地を借りるものです。

6ページをお開きください。

駅川地区 番号4 【議案書番号駅川4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

7ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足ため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

四日市地区 番号6【議案書番号四日市6朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

9ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号3【議案書番号安心院3朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

10ページをお開きください。

安心院地区 番号4【議案書番号安心院4朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

11ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が

農地を取得するものです。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和4年3月28日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区1件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和4年3月29日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区4件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和4年3月25日午前10時より、安心院支所2階視聴覚室において、農業委員7名中4名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」安心院地区4件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第74号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第75号4条許可申請は1件で、  
地区毎の内訳は、四日市地区1件、3筆、2,984㎡となっています。

13ページをお開きください。

議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。

令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

14ページをお開きください。

四日市地区です

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

資材置場用地としての転用ですが、

すでに、資材置場用地を整備して利用しており、今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請について」

四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第75号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請につい



て」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第76号 5条許可申請は9件となっています。

地区ごとの内訳は、宇佐地区 所有権移転2件、2筆、2,356㎡、駅川地区、使用貸借権1件、1筆、556㎡、所有権移転4件、9筆、3,952㎡、四日市地区、使用貸借権1件、1筆、601㎡、所有権移転1件、1筆、395㎡となっています。

15ページをお開きください。

議案76号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

16ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、来院者用駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

宇佐地区 番号2【議案書番号宇佐2朗読】

贈与による所有権移転です。

駐車場用地としての転用ですが、すでに、駐車場を整備して利用しており、今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

17ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

20年間の使用貸借権の設定です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

**駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】**

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、貸駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

**駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】**

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅4棟を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

**駅川地区 番号4【議案書番号駅川4朗読】**

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅4棟を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

**駅川地区 番号5【議案書番号駅川5朗読】**

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、宅地分譲2区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

19ページをお開きください。

四日市地区です。

**四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】**

30年間の使用貸借権の設定です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

**四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】**

売買による所有権移転です。

事務所及び倉庫への転用で、健康茶の販売管理のための事務所及び倉庫を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の

農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請について」

宇佐地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

た、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区5件、四日市地区2件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第76号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第76号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第77号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第77号非農地証明願は、7件で、地区ごとの内訳は、  
長洲地区3件、3筆、3,201㎡、駅川地区2件、2筆、981㎡、  
四日市地区1件、1筆、105㎡、院内地区1件、3筆、1,391㎡と  
なっています。  
20ページをお開きください。  
議案第77号「非農地証明願について」  
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。  
令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
21ページをお開きください。  
長洲地区です。  
長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】  
農地法施行以前の大正2年頃から境内地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。  
長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】  
昭和58年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。  
長洲地区 番号3 【議案書番号長洲3朗読】  
昭和55年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。  
22ページをお開きください。  
駅川地区です。  
駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】  
平成5年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。  
駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】  
農地法施行以前の昭和26年8月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。  
23ページをご覧ください。  
四日市地区です。  
四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和55年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和50年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第77号「非農地証明願について」

長洲地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第77号「非農地証明願について」

院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第77号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第77号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第78号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 25ページをお開きください。

議案第78号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
26ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、27ページ以降のようになっております。続きまして、34ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、35ページ以降のようになっております。続きまして、44ページをお開きください。農地売買等支援事業による一時貸付です。

【一時貸付朗読 事細かに説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 ④はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第78号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。”

議長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 ④はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第78号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。”

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 ④はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第78号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。”

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第78号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第78号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第79号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 47ページをお開きください。

議案第79号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)について市長より意見聴取の依頼があったので審議を求める。

令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
48ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、49ページ以降のようになっております。先ほどの農用地利用集積計画(案)で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用配分計画(案)にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 ④はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第79号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 ⑥はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。



議案第79号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。”

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 ⑤はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第79号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。本地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。”

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第79号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第79号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第80号「農業委員会事務局職員の任免について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 58ページをお開きください。

議案第80号「農業委員会事務局職員の任免について」

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり事務局職員の任免について、委員会の承認を求める。

令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

それでは、議案の提案説明をいたします。農業委員会の職員は、農業委員会等に関する法律第26条第1項において、農業委員会に職員を置くとされ、同条第3項において職員は、農業委員会が任免すると規定されています。すなわち、職員の任免は、農業委員会の決議によって行われることとなります。

59ページをお開き下さい。今回、4月1日付けで異動の内示が発令されます。これによりまして、3月31日をもって事務局職員の職を免ずる者は、樋田高志総括、麻生美和子主幹、衛藤雅樹主事で、樋田総括は院内支所産業建設課土木管理係、麻生主幹は定年退職、衛藤主事は上下水道課へ異動します。また4月1日付けで事務局員を任命する者として税務課から山崎誠也総括、学校給食課から渡邊節子主幹、建築住宅課から庄部智裕主任の3名であり、この任免について、承認をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。”

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第80号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、  
議案第80号は原案のとおり決定いたしました。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告第41号から44号を一括して事務局より説明願います。それでは、一括してご報告させていただきます。

事 務 局 60ページをお開き下さい。  
報告第41号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。  
令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は61ページからの10件がございました。  
地区別の内訳は、駅川地区1件、8筆、5,280㎡、安心院地区7件、116筆、79,779㎡、院内地区2件、9筆、6,506㎡となっております。  
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。  
73ページをお開き下さい。  
報告第42号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は74ページからの35件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区8件、25筆、26,656㎡、宇佐地区6件、20筆、45,006㎡、駅川地区4件、6筆、4,112㎡、四日市地区9件、22筆、33,598㎡、安心院地区7件、21筆、32,142㎡、院内地区1件、7筆、6,785㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

88ページをお開きください。

報告第43号「農地所有適格法人適格要件の届出について」  
農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したので、ここに報告する。

令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は88ページの安心院地区1件となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

90ページをお開きください。

報告第44号「農地所有適格法人の事業状況報告について」  
農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定による事業の状況等の報告について、同法第2条第3項各号に掲げる要件を確認したので、ここに報告する。

令和4年3月31日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は議案書の91ページからの71件がございました。

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に農地法施行規則第59条に規定する事項を記載した報告書を農業委員会に提出しなければならないとされていることから報告を受けたものです。内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていると考えております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第41号から44号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

それでは、先ほど承認されました人事案件で、事務局を去られる職員及び新しく着任する職員から一言ずつあいさつをお願いしたいと思います。

事務局 (あいさつ)  
(離任者) (あいさつ)

事務局 (あいさつ)  
(着任者) (あいさつ)  
(あいさつ)

議長 ありがとうございます。  
異動されます3名の方につきましては、大変ご苦労様でした。新しい職場でもご活躍されますことをご期待申し上げます。今まで本当にお世話になりました。ありがとうございます。  
また、新たに着任されます3名の方につきましても、4月からのご活躍をご期待申し上げます。  
その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

久保田地区審会長 令和3年度はコロナウイルスの関係もあり、思ったように活動ができない年でした。令和4年度はそうではなく宇佐市管内の国営事業や農地の視察を行うなど、農業委員の目で現場を見る機会を作っていただきたいと思います。

議長 長 ただ今の意見について事務局と相談して実行に移せればと思います。その他はありませんか。

(発言なし)

議長 長 よろしいですか。  
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 来月4月の令和4年度第1回定例総会は、5月6日金曜日、午前10時から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。  
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議長 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

午前11時05分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和4年3月31日

議 長 \_\_\_\_\_ 菅原 維範 ⑩

署名委員 \_\_\_\_\_ 佐藤 俊徳 ⑩

署名委員 \_\_\_\_\_ 河野 一雄 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。